

# 青森県報

第七百三十号

令和六年  
三月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課) ……二
- 人事委員会
- 令和六年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式) 公告……………(事務局) ……三
- 公安委員会
- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……六

## 告 示

### 青森県告示第百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年三月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
七ツ石内科	一 西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町二七の	令和 六・三・一
一真堂薬局売市店	八戸市売市三丁目一の三〇	〃

### 青森県告示第百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和六年三月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	国 道	四五四号	八戸市大字尻内町字根岸河原二の一から 八戸市大字豊崎町字才助川原一〇の一七まで	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
					後	前		
					七・九〇メートルから 一六・八〇メートルまで	七・九〇メートルから 一六・八〇メートルまで	一六一・〇〇メートル	一六一・〇〇メートル

青森県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年三月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五四号	八戸市大字尻内町字根岸河原一四の一から 八戸市大字豊崎町字才助川原一〇の一七まで	令和六・三・一

青森県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平内都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年二月二十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

平内町

二 都市計画事業の種類

平内都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成十年七月三十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十一号）の事業地より、平内町大字小湊字愛宕、字家ノ下、字後菰、字小湊、字下槻、字新道、字前菰、字葉師堂、字雷電際、大字沼館字沼館、字沼館尻、字家岸、大字福館字雷電林、大字藤沢字家ノ下、字竹達、字長橋、字人形坂、字八幡、大字東滝字滝、字間木地内において事業地を変更し、大字藤沢字上菰、字浄楽堂の事業地を削る。

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

令和六年三月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和六年七月七日(日) 午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和六年九月十五日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和六年七月二十八日(日) 午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和六年十月十三日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

1 受験申込受付期間及び時間

令和六年四月一日(月) 午前十時から同月十五日(月) 午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和六年四月八日(月)までにセンター本部に申し出ること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 令和六年八月二十六日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和六年十二月五日(木) (予定)

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 令和六年八月二十六日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和六年十二月五日(木) (予定)

四 その他

受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七七三―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

人事委員会

令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式) 公告

令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式)を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)第10条の規定により公告する。

令和6年3月1日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 職員採用試験 (大学卒業程度)
- (2) 程度 大学卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
病院運営	2人程度	病院長において、病院の経営企画、診療報酬制度の運用管理、医療情報システムの運用等の病院運営事務に従事する。

注 令和6年度に実施する青森県職員採用試験 (大学卒業程度) 及び青森県職員採用試験 (大学卒業程度・社会人枠) との併願を可能とする。ただし、この試験 (大学卒業程度・SPI方式) で最終合格した者は、他の青森県職員採用試験を辞退したものとみなす。

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者
  - ① 平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学 (短期大学を除く。以下「大学」という。) を卒業した者又は令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
  - ① 日本の国籍を有しない者
  - ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
    - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者
    - エ 現に青森県職員 (臨時又は非常勤職員を除く。) である者

な場合もあるので、受付期間内に人事委員会事務局へ問い合わせること。

4 試験日、場所及び合格発表

試験	試験日	場 所		合 格 発 表 日	合 格 発 表 方 法
		試験地	試験会場		
第1次試験	4月2日(火) ～4月15日(水) 受験者が選択する日	SPI3テストセンター (受験者が選択するセンター会場又はオンライン会場)		4月25日(木) (予定)	合格者となる者及び青森県各保健所、保健所長、保健所長に届出する青森県内職員の採用案内にも合格者の合格番号を掲示する。 ( <a href="https://www.w.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyouh.html">https://www.w.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyouh.html</a> )
第2次試験	5月15日(水、16日(木) (予定)	青森市	青森県総合社会教 育センター	5月28日(火) (予定)	

注1 SPI3テストセンターのリアル会場は、全国に設置された会場へ来場し、対面の監督のもと受験するもので、オンライン会場は、自宅等で自らパソコンを用意し、オンラインで監督者と接続し受験するものである。

- 2 第1次試験は、4月2日(火) に送信する「受検依頼メール」を受け取った後、SPI3を受検する日・会場を予約する必要がある。詳しくは試験案内を確認すること。
- 3 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報」ページに掲載する。

(<https://www.prelaomorig.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsuh.html>)

5 試験の種目及び内容

試験	種 目	内 容

第1次試験	S P I 3		基礎能力検査	言語的能力や教養的処理能力及び論理的思考力について検査を行う。
	アピールシート試験【受験申込時に提出】		性格検査	職務遂行に必要な適性について検査を行う。面接試験の参考資料として使用)
第2次試験	適性検査		公立病院の抱える課題への考えや、病院運営職としてどのように買職できるか等について検査を行う。	
	面接試験		公務員としての適性について、作業検査法による検査を行う。	人物について、グループワーク及び個別面接により試験を行う。協調性・社会性、使命感・責任感、積極性、課題認識力・経歴学習力等を評価)

6 配点

第1次試験

S P I 3		アピールシート試験	計
基礎能力検査	性格検査		
100	-	100	200

第2次試験

面接試験		計
グループワーク	個別面接	
150		150

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第2次試験の得点の高い順に決定する。第1次試験の試験結果は反映されない。

8 受験申込方法及び受付期間

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。なお、受験に当たってはメールアドレスが必要となるため、あらかじめ用意すること。
受付期間	3月1日(金) 午前8時30分から3月26日(火) 午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。

注 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。「017-734-9829」から電話があった場合は、応答し、又は折り返し電話をすること。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成  
この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載される。

(2) 採用の方法

任命権者(青森県病院事業管理者)は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。最終合格者は最終合格発表後の辞退を考慮して、採用予定人員よりも多く決定する場合がある。その場合、試験に合格しても採用されない場合がある。

採用の時期は、令和7年4月1日の予定である。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

10 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の口頭による申出に応じて本人に対して

次のとおり情報提供する。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に青森県人事委員会事務局へ直接申し出ること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。）。

申し出ることができる者	提供される情報	提供できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点、順位及び合格基準未満の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未満の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間

注 合格基準未満の試験種目がある場合、順位又は最終順位は付かない。

II 初任給その他の給与

初任給は、令和6年4月採用の大学新卒者の場合で202,400円程度であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

**公 安 委 員 会**

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 警察法第五十五条第一項の規定により青森県警察に置く警察官その他所要の職員をいう。</p> <p>二 「略」</p> <p>(警務部の分課)</p> <p>第二条 警務部に次の八課を置く。</p> <p>総務課 広報課 警務課 教養課 会計課 施設整備課 留置管理課 監察課</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>一 職員 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定により青森県警察に置く警察官その他所要の職員をいう。</p> <p>二 「同上」</p> <p>(警務部の分課)</p> <p>第二条 警務部に次の八課を置く。</p> <p>総務課 広報課 警務課 教養課 会計課 施設課 留置管理課 監察課</p>

(警務課)

第四条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 〔一〇・十一 略〕
- 〔号を削る。〕

十二・十三 〔略〕

(教養課)

第五条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 〔一〇・三 略〕
- 四 拳銃等の管理に関する事。

五〇七 〔略〕

(施設装備課)

第六条の二 施設装備課においては、次の事務をつかさどる。

- 一・二 略 〔略〕
- 三 警察装備に関する事(教養課の所掌に属するものを除く。)

四 物品の調達に関する事(会計課の所掌に属するものを除く。)

(総務事務推進課)

第七条の三 総務事務推進課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 〔略〕
- 二 警察通信に関する事(通信指令課の所掌に属するものを除く。)

三 〔三〇・五 略〕

(生活安全企画課)

(警務課)

第四条 〔同上〕

- 一 〔一〇・十一 同上〕
- 十二 警察装備に関する事。

十三・十四 〔同上〕

(教養課)

第五条 〔同上〕

- 一 〔一〇・三 同上〕
- 〔号を加える。〕

四〇六 〔同上〕

(施設課)

第六条の二 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一・二 同上 〔略〕
- 〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(総務事務推進課)

第七条の三 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 警察通信(通信指令課の所掌に属するものを除く。)

三 〔三〇・五 同上〕

(生活安全企画課)

第九条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一・二 略 〔略〕

三 質屋及び古物商に関する事。

四 警備業及び探偵業に関する事。

五 銃砲刀剣類及び火薬類、高压ガス、放射性物質その他の危険物に関する事(捜査第二課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。)

六 風俗営業等に関する事。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

七・八 〔略〕

(人身安全対策課)

第九条の二 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 〔一〇・四 略〕
- 五 子供・女性を対象とする性犯罪等の脅威事犯対策に関する事。

六 少年非行の防止に関する調査及び企画に関する事。

七 少年指導委員、少年補導協力員

第九条 〔同上〕

- 一・二 同上 〔略〕

三 少年非行の防止に関する調査及び企画に関する事。

四 少年指導委員、少年補導協力員等に関する事。

五 少年の補導に関する事。

六 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。

七 少年事件の捜査及び調査に関する事。

八 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。

九 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。

十・十一 〔同上〕

〔三号ずつ繰り上げる。〕

(人身安全対策課)

第九条の二 〔同上〕

- 一 〔一〇・四 同上〕
- 五 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関する事。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

等に関する事。

八 少年の補導に関する事。

九 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。

十 少年事件の捜査及び調査に関する事。

十一 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。

十二 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。

(生活保安課)

第十条の三 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

〔一〕五 略

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

六 略

(高速道路交通警察隊)

第十五条の五 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

一 高速自動車国道(道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路を含む。以下同じ。)における

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(生活保安課)

第十条の三 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 質屋及び古物商に関する事。

七 警備業及び探偵業に関する事。

八 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関する事(捜査第二課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。)

九 風俗営業等に関する事。

十 同上

(高速道路交通警察隊)

第十五条の五 〔同上〕

一 高速自動車国道(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路

交通の指導及び取締りに関する事。

〔二〕六 略

(警備部の分課)

第十六条 警備部に次の四課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

警備対策課

外事課

(警備第二課)

第十七条の二 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

〔一〕五 略

六 警備に関する事(警備対策課の所掌に属するものを除く。)

七 警護に関する事(警備対策課の所掌に属するものを除く。)

〔八〕十一 略

(警備対策課)

第十七条の三 警備対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 第八十回国民スポーツ大会及び第二十五回全国障害者スポーツ大会に係る警備実施、警衛及び警護に関する事。

二 本部長から特に命ぜられた事務に関する事。

(外事課)

第十七条の四 〔略〕

(機動隊)

路を含む。以下同じ。)における交通の指導及び取締りに関する事。

〔二〕六 同上

(警備部の分課)

第十六条 警備部に次の三課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

外事課

(警備第二課)

第十七条の二 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 警備に関する事。

七 警護に関する事。

〔八〕十一 同上

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(外事課)

第十七条の三 〔同上〕

(機動隊)



第十七条の五  
〔略〕

第十七条の四  
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭